

出生前のお子さまの保育所等利用申請のご案内



4月一次申請に限り、出生前のお子さまの利用申請を受け付けています。4月1日に生後57日(8週間)に達しているお子さま(令和9年2月3日(水)までに出生しているお子さま)が対象となります。

通常の方と同様の申請方法で利用申請したうえで、お子さんがお生まれになった後、出生後14日以内に「出生後届出書」を申請した区の区役所こども家庭支援課に提出してください(郵送の場合は**必着**)。

令和9年2月10日(水)までに提出がなかった場合、給付認定・利用調整の対象外となるため、必ず期日までにご提出ください。期日までの提出が難しい場合、お早めに区役所こども家庭支援課にご相談ください。

【一次利用調整の対象となる場合】

令和8年10月28日(水)までに申請しており、令和9年2月3日(水)までに生まれ、令和9年2月10日(水)までに「出生後届出書」を提出した児童

- ※1 出生後14日以内に「出生後届出書」を提出してください。ただし、令和9年1月28日から2月3日までに出生した場合は、令和9年2月10日までに「出生後届出書」を提出してください。
- ※2 申請には、母子健康手帳のコピー(「表紙」と「分娩(出産)予定日が確認できるページ」)が必要です。

【一次利用調整の対象とならない場合】

- ① 10月28日(水)までに申請をしていない。
- ② 10月28日(水)までに申請し、2月3日までに生まれたが、「出生後届出書」を提出していない。
 - ※ 2月10日までに「出生後届出書」を提出しなければ、利用調整の対象になりません。
- ③ 2月4日以降に生まれた。
 - ※ 申請をしていても、一次利用調整の対象にはなりません。「利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書」を提出してください。5月以降の利用を希望する場合は、改めて申請を行ってください。

【申請をしたが、その後、利用を希望しなくなった場合】

速やかに申請をした区の区役所こども家庭支援課に連絡し、「給付認定申請取下書」および「利用申請取下書兼利用申請内容変更届出書」を提出してください。

【申請フォームの入力にあたって】

- ・「児童氏名欄」は「ベビー」と入力してください(名前が決まっていなくても入力しないでください)。
- ・マイナンバーは「000000000000(12桁)」と入力してください。
- ・申請後にマイナポータルから届くメールの本文に、出生前の児童についてのご案内へのリンクを掲載しています。出生後に提出する書類等についてご案内していますので、必ずご確認ください。



お問合せ先：
申請をした区の区役所こども家庭支援課